

事務連絡
平成30年11月21日

各 〔 都道府県
指定都市
中核市 〕 障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

海外から短期間来日される補助犬使用者への対応について

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の運用につきまして、平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

同法は、訓練事業者が良質な身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成を行うための訓練基準、認定を行う法人が認定を行うための認定基準等を定め、適切に訓練・認定が行われた補助犬について、使用者に対し、基準を満たす補助犬である旨の表示等を義務づけるとともに、不特定多数の者が利用する施設等において、補助犬の同伴を拒んではない旨、規定しています。

一方、海外から短期間来日される補助犬使用者及び補助犬は、同法の規定による認定が行われておらず、適切な表示がされていないため、補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがあります。また、補助犬の認定を行う法人が期間限定で認定する独自の取組みが行われていますが、統一的な指針がありませんでした。

そこで、今般、日本における身体障害者補助犬法による補助犬の信用を確保しつつ、海外から短期間来日される補助犬使用者が国内の施設等を円滑に利用できるよう、補助犬の認定を行う法人に対して、別添1のとおり「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」を発出しました。これにより、海外から来日される補助犬使用者には、日本の補助犬使用者に交付される認定証に準じた「期間限定証明書」が交付され、国内の移動の際は日本の補助犬と同様、「表示」をしていただくこととなります。

つきましては、「期間限定証明書」や「表示」のある海外から来られた補助犬使用者について、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、身体障害者補助犬法に定める施設等の利用の円滑化を図っていただくとともに、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、別添2により、その周知徹底を図られるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本件は、警察庁交通局交通企画課、農林水産省動物検疫所と協議済みであることを申し添えます。

【問い合わせ先】

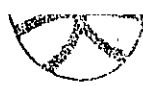
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室

福祉用具専門官 秋山（内線 3089）

社会参加支援係 松橋（内線 3071）

TEL : 03-5253-1111

直通 : 03-3595-2097



別添 1

障企自発 1121 第 1 号
平成 30 年 11 月 21 日

身体障害者補助犬法第15条に基づき

厚生労働大臣が指定した法人
道路交通法施行令第 8 条第 2 項に規定する
国家公安委員会が指定した法人 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長



「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」の制定について

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）は、訓練事業者が良質な身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成を行うための訓練基準、認定を行う法人が適切に認定を行うための認定基準等を定め、適切に訓練・認定が行われた補助犬の使用者に対して、基準を満たす補助犬である旨の表示等を義務づけるとともに、不特定多数の者が利用する施設等において補助犬の同伴を拒んではならない旨、規定されている。

一方、海外から短期間渡航する補助犬使用者及び補助犬は、同法の規定による認定が行われておらず、適切な表示がされていないため、補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがある。また、補助犬の認定を行う法人が期間限定で認定する独自の取組みが行われているが、統一的な指針がない。

今般、日本における身体障害者補助犬法による信用を確保しつつ、海外から渡航してくる補助犬使用者が日本国内の施設等を円滑に利用できるよう、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」を別添のとおり制定したので、通知する。

なお、本件は、警察庁交通局交通企画課、農林水産省動物検疫所と協議済みであることを申し添える。

海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン

平成30年11月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室

1 はじめに

2002年10月に施行された身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号。以下「補助犬法」という。）では、訓練事業者が良質な身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成を行うための訓練基準、認定を行う法人が適切に認定を行うための認定基準等を定め、適切に訓練・認定が行われた補助犬の使用者に対して、基準を満たす補助犬である旨の表示等を義務づけるとともに、不特定多数の者が利用する施設等において補助犬の同伴を拒んではならない旨、規定されている。

一方、海外から渡航してくる補助犬使用者及び補助犬は、同法の規定による認定が行われておらず、適切な表示がされていないため、補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがある。また、補助犬の認定を行う法人が期間限定で認定する独自の取組みが行われているが、統一的な指針がない。

また、日本と海外における補助犬の定義が異なっていること等、対応を検討する上での課題が、各方面から指摘されている。そのため、平成29年度障害者総合福祉推進事業において「海外の補助犬使用者を国内で受け入れるための現状と課題」をテーマとした調査研究事業を実施し、事業の採択団体により、日本と海外諸国における制度の違い等について整理された。具体的には、海外で広い意味での介助犬を指す名称として使われている「Service Dog」のうち、日本における補助犬法に規定する「介助犬」は、「Mobility Service Dog」という類型に限られていること、多くの海外諸国では日本のように訓練・認定のプロセスを規定する法制度がないため、質の担保の観点で工夫が必要、といった結果がまとめられた。

厚生労働省では、調査研究結果を踏まえ、日本における身体障害者補助犬法による信用を確保しつつ、海外から渡航してくる補助犬使用者が日本国内の施設等を円滑に利用できるよう、盲導犬の認定を行う、道路交通法施行令第8条第2項に規定する国家公安委員会が指定した法人、介助犬・聴導犬の認定を行う、身体障害者補助犬法第15条に基づき厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人等」という。）が、海外から渡航してくる補助犬使用者に対して行うべき対応を、ガイドラインとしてとりまとめた。指定法人等は、本ガイドラインにより、海外から渡航してくる補助犬使用者に対して適切に対応し、国内で活動する補助犬の質の担保に努め、日本における身体障害者補助犬法による制度の信用を確保するよう、努める必要がある。

なお、このガイドライン策定にあたっては、警察庁交通局交通企画課、農林水産省動物検疫所と協議済みであることを申し添える。

2 指定法人等による証明

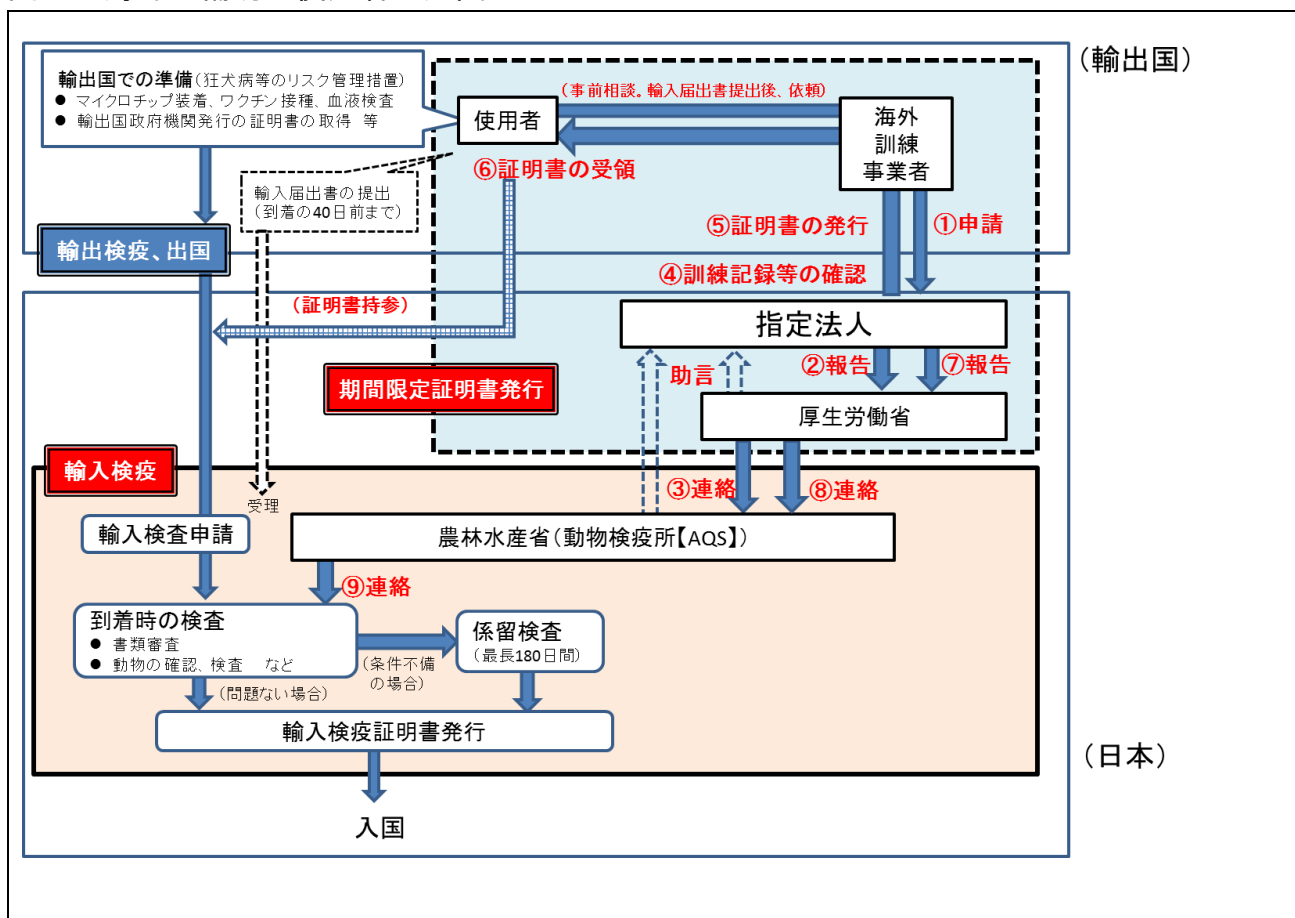
指定法人等は、海外の補助犬使用者から、国内への渡航について相談があり、一定の水準を満たすと判断した場合は、以下の手順により「海外補助犬使用者 期間限定証明書」（以下「証明書」という。）を発行することとする。

ただし、該当する補助犬の定義は、日本における身体障害者補助犬法の定義に照らし、以下に限ることとする。

- 盲導犬…Guide Dog
- 介助犬…Mobility Service Dog
- 聴導犬…Hearing Dog

なお、証明書は、原則として、申請者が既に入国予定港の動物検疫所と連絡をとっており、動物検疫所が輸入届出に係る申請を受理している場合、発行することとする。動物検疫に関する輸入の届出は入国 40 日前までに行うこととされている。動物検疫を円滑に行う観点から、証明書は、輸出国の輸出検疫、日本の輸入検疫の届出状況等を十分確認しつつ、海外の補助犬使用者が出国する前に当該使用者の手元に届くよう、余裕をもって手続きを進めることとする。

図 1 海外の補助犬使用者の入国プロセス



(1) 申請

指定法人等は、効率的な事務手続きの観点から、申請から証明書の発行までの事務を、渡航してくる海外の補助犬使用者が訓練を受けた海外の訓練事業者を通じて行う。申請にあたっては、「様式1」で示す事項を申請者及び訓練事業者から聴取することとする。また、申請を受け付けた指定法人等は、申請書類の写しを厚生労働省に送付し、厚生労働省を通じて申請内容を農林水産省動物検疫所に共有するとともに、必要に応じて、狂犬病の輸入検疫に関する技術的助言等を受けることとする。

(2) 訓練記録等の確認

①指定法人等は、申請のあった海外の補助犬使用者が訓練を受けた海外の訓練事業者と連携し、訓練記録等の提出を受けることとする。なお、当該訓練事業者は以下の要件を満たすものとする。指定法人等は、当該訓練事業者が要件を満たすことを確認しなければならない。

- 盲導犬…International Guide Dog Federation (IGDF) の認定団体
- 介助犬…Assistance Dog International (ADI) の認定団体 (Accredited member) のうち、Mobility Service Dog の訓練を行っている団体
- 聴導犬…Assistance Dog International (ADI) の認定団体 (Accredited member) のうち、Hearing Dog の訓練を行っている団体

※当該訓練事業者が要件を満たすかどうかについては、当該団体が発行する認定団体のリストを確認する他、以下の法人に相談することができる。

- 盲導犬…公益財団法人 日本盲導犬協会
- 聴導犬、介助犬…社会福祉法人 日本聴導犬協会

②指定法人等は、申請書類に不備がないことを確認した上で、提出された訓練記録等により、申請のあった海外の補助犬使用者及び当該補助犬の訓練が、日本の身体障害者補助犬法に照らして適切に行われたかどうかを確認するものとする。IGDF、ADI の認定団体による訓練が行われていることを確認することで、一定の水準が担保されているものと判断することが可能であるが、確認にあたって必要がある場合は、動画を活用したり、空港等で直接確認したりすることも可能である。なお、動物検疫所との十分な連携の観点から、空港等で直接確認する必要がある場合は、その旨、証明書に明記するものとする。

(3) 証明書等の発行

指定法人等は、訓練記録等により、日本における身体障害者補助犬法に規定する補助犬と同等であると確認した場合、「様式2」により、海外の訓練事業者を通じて、事前に証明書を発行するとともに、「様式3」により、日本国内における表示を発行することとする。なお、空港等で直接確認する必要がある場合は、動物検疫を通過した後に確認し、その旨を証明書に明記することとする。発行にあたっては、常に当該補助犬に表示をつ

けること、証明書を携行し、事業者等から求めがあったら提示することを、申請者に対して確実に伝達することとする。

なお、証明書等発行後は、動物検疫を円滑に実施する観点からも、証明書、表示の写し、及び「様式4」により、その旨を速やかに厚生労働省に報告することとする。

3 海外の補助犬使用者に対する情報提供

指定法人等は、海外の補助犬使用者からの相談があった場合は、「参考資料1」により当該使用者に情報提供を行うとともに、厚生労働省の海外補助犬使用者向けのポータルサイト、農林水産省動物検疫所の動物検疫に関するウェブサイトを確認するよう促し、当該使用者が日本の補助犬法の制度を正しく理解するよう促すこととする。

- 厚生労働省 海外向けポータルサイト
“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site
https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html
- 農林水産省動物検疫所 Quarantine system for dogs and cats (import)
<http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html>

様式 1 期間限定証明書申請書

Form 1

Application for Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users
海外補助犬使用者 期間限定証明書交付申請書

To the Designated Juridical Persons

（指定法人名） 殿

For my entering Japan with my assistance dog, I apply for the certificate to approve the dog is equivalent to approved Japanese assistance dogs.

日本への渡航にあたり、使用する補助犬が日本の身体障害者補助犬と同等であると認め、期間限定証明書を発行していただくよう、申請します。

○For applicant (申請者作成用)

【About the applicant (申請者について)】

- Name (氏名)
- Address (住所)
- Date of entry (入国予定年月日)
- Port of entry (入国予定港)
- Date of departure (出国予定日)
- Port of departure (出国予定港)
- Schedule in Japan (日本での行程)
- Date of acceptance of import notification by Animal Quarantine Service (AQs) in Japan 【動物検疫所による輸入届出受理日】

【About the assistance dog (補助犬について)】

- Type(s) of Assistance Dog (Guide Dog / Mobility Service Dog / Hearing Dog)
(補助犬の種類)
- Name of the dog (名前)
- Dog breed (犬種)
- Microchip number (マイクロチップ No.)

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

以上の記載内容は事実と相違ありません。

Signature of the applicant / Date of filling in this form

申請者の署名 / 申請書作成年月日

Year Month Day
年 月 日

○For training organization (訓練事業者作成用)

【About the training (訓練について)】

- The date training started (訓練開始日)
- The date training completed (訓練終了日)
- Contents of training program (訓練内容)
- Contact name、Address、Phone number、E-Mail address)
(担当者名、住所、電話番号、メールアドレス)

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

以上の記載内容は事実と相違ありません。

Name of training organization and representative,
and Signature of the organization / Date of filling in this form

訓練事業者名、代表者の署名／申請書作成年月日

Year Month Day
年 月 日

様式 2 海外補助犬使用者 期間限定証明書

海外補助犬使用者 期間限定証明書 Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
盲導犬／介助犬／聴導犬 Guide Dog／Mobility Service Dog／Hearing Dog	
写真（使用者） Photo (User)	写真（補助犬） Photo (Dog)
氏名 (Name)	
輸出国 (Country of export)	
入国予定年月日 (Date of entry)	
出国予定年月日 (Date of departure)	
犬の名前、性別 (Dog name／sex)	
犬種 (Dog breed)	
マイクロチップ No. (Microchip No.)	
訓練事業者名及び連絡先 (Name of training organization)	(Name) (Address) (TEL)

検疫実施確認スタンプ等 (Inspected by Animal Quarantine Service (AQS) of Japan)	記入年月日： 年 月 日
--	-------------------------

証明書を発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	印 (住所) (電話)
証明書の発行年月日 (Date of Certificate)	
空港等での確認の必要性 (The confirmation at the port)	有 ・ 無 Yes ・ No
空港等での確認の実施年月日 (Date of Confirmation at the port)	

海外補助犬使用者 期間限定証明書（表示）
Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users

〇〇犬
〇〇 Dog

使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国／出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

(備考)

- 1 表示は適宜縮小して作成する。
- 2 「〇〇犬」は、盲導犬、介助犬、聴導犬から選択する。
- 3 「〇〇 Dog」は、Guide Dog、Mobility Service Dog、Hearing Dog から選択する。

様式4 厚生労働省への報告

○年○月○日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長 殿

(指定法人名) (代表者名) 印

海外から渡航する以下の補助犬使用者について、「海外補助犬使用者 期間限定証明書」を
交付したので、報告いたします。

【申請者について】

- 氏名
- 住所
- 輸出国
- 入国予定年月日、上陸予定港
- 出国予定年月日、出国予定港
- 日本での行程
- 検疫手続きの実施状況

【補助犬について】

- 補助犬の種類 (Guide Dog / Mobility Service Dog / Hearing Dog)
- 名前
- 犬種
- マイクロチップ No.
- 訓練事業者・担当者名 (住所、電話番号、メールアドレス)
- 訓練開始日時
- 訓練終了日時
- 訓練内容

【その他】

- 空港等での確認の必要性
- 空港等での確認の実施予定日

※空港等での確認を実施した場合は、その旨、別途報告すること。

※交付した期間限定証明書の写しを添付

Notice to Assistance Dog Users from Overseas



In Japan, the term “assistance dogs” refers to “guide dogs,” “mobility service dogs,” and “hearing dogs” certified in accordance with the “Act on Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities.” However, this act does not apply to overseas assistance dogs and their users. In order to ensure that foreign assistance dog users have equal rights as Japanese assistance dog users in Japan, registered assistance dog certifying organizations in Japan will issue the following document: “Application for Temporary Certification of foreign Assistance Dog Users.” We ask for your understanding of the Japanese system, as well as for your cooperation in expediting the process.

Accepted Assistance Dogs in Japan



Guide Dogs

The dog must be trained by a member of the International Guide Dog Federation (IGDF).



Mobility Service Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International (ADI).



Hearing Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International (ADI).

- "Mobility service dogs" are defined as dogs that support their users' physical disabilities due to motor impairments.
- Service dogs for mental disorders, autism, emotional disorders, epileptic disorders, PTSD, etc. cannot be accepted as assistance dogs in Japan.
- Privately trained service dogs cannot be accepted as assistance dogs in Japan.

Procedure for the Issuance of a Certificate

1. All dogs – including assistance dogs - entering Japan must meet the import requirements of the Rabies Prevention Law. **YOU MUST PREPARE AT LEAST 7 MONTHS IN ADVANCE FOR A TRIP TO JAPAN WITH YOUR DOG.** Refer to : <http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html>
2. You must submit an import notification to the Animal Quarantine Service (AQS) in Japan **AT LEAST 40 DAYS BEFORE YOUR ARRIVAL.**
3. Fill out the application form with your assistance dog's training organization, and submit it to a registered Japanese certifying organization (Form 1).
4. If the certifying organization deems your assistance dog legally acceptable as an assistance dog in Japan, a “Temporary Certificate for foreign Assistance Dog Users” will be sent to you from a Japanese training organization before your departure (Form 2).
5. Upon your arrival in Japan, you must proceed to AQS for an import quarantine inspection of your dog. If your dog meets the requirements, the AQS Officer will sign or stamp a seal on your Certificate.

- We are currently calling for a society-wide cooperation in Japan to accept and treat certified overseas assistance dog users and their assistance dogs in the same way as Japanese assistance dog users and their assistance dogs.
- Make sure to show your Certificate to the AQS Officer at the import quarantine inspection .
- **During your stay in Japan, keep place the tag in place (Form 3) on with your assistance dog at all times and be ready to show your certificate (Form 2) as needed.**
- If you forge any related documents, you will face a potential penalty.

PLEASE READ THIS DOCUMENT THOROUGHLY. THANK YOU.

“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Website

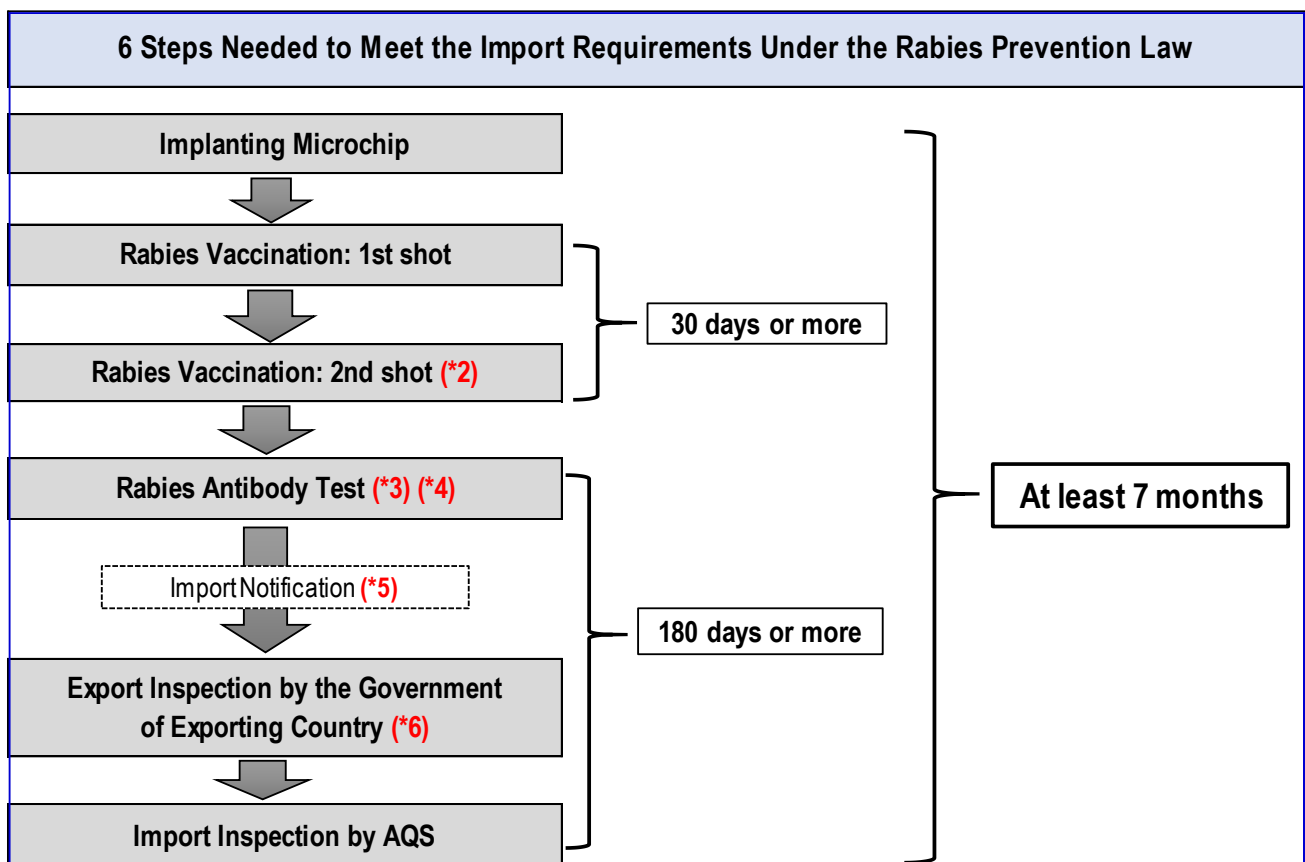
https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



Overview of the Import Quarantine Procedures for Dogs Entering Japan

Japan has maintained Rabies Free Status for 60 years since 1958.

- All dogs - including assistance dogs - entering Japan from countries infected with Rabies (*1) must meet the following import requirements stipulated by the Rabies Prevention Law.
- It will take at least seven months for your dog to meet all the requirements.
- If your dog does not meet any one of those requirements, it must be kept in custody at a detention facility of Animal Quarantine Service (AQS) for the necessary period up to 180 days under the Rabies Prevention Law.
- Contact the AQS at your scheduled port of entry to get concrete and detailed information as well as instructions from the AQS.



(Remarks)

*1 Countries/regions infected with Rabies are countries/regions **OTHER THAN** Iceland, Australia, Guam, New Zealand, the Fiji Islands, Hawaii and Japan. (As of October 2018)

*2 The 2nd rabies vaccine shall be valid.

*3 The rabies antibody test shall be carried out by a blood testing laboratory designated by the Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan.

*4 The validity of Rabies antibody test is 2 years. A result of 0.5IU/ml or more is required to be valid.

*5 Submission of Import Notification to Animal Quarantine Service (AQS) at least 40 days prior to your arrival.

*6 Without export certificate issued by the government of exporting country, your dog are not allowed to enter Japan.



<http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html>

海外から来日される 補助犬使用者への対応について

別添2



日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりません。海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬 (Guide Dog)

見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



介助犬 (Mobility Service Dog)

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬 (Hearing Dog)

聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

海外補助犬使用者 期間限定証明書 (表示) Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
〇〇犬 〇〇 Dog	
使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国/出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

【参考】



"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
- 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
- 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
- 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
- 国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
- 飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設

※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



補助犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



海外から来日される 補助犬使用者への対応について



日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりません。海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬 (Guide Dog)

見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



介助犬 (Mobility Service Dog)

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬 (Hearing Dog)

聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

海外補助犬使用者 期間限定証明書 (表示) Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
○○犬 ○○ Dog	
使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国/出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

【参考】



"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
- 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
- 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
- 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
- 国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
- 飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設

※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



補助犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。

